

各 位

平成 25 年 12 月 6 日

会 社 名 株式会社 愛媛銀行 代表者名 頭取 本田 元広 (コード番号8541 東証第1部) 問合せ先 企画広報部長 矢野 紀行 (TEL. 089-933-1111)

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付) 発行に関するお知らせ

当行は、平成25年12月6日開催の取締役会において、120%コールオプション条項付第1回無担保転換 社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしま したので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額(各社債の金額100円につき金100円)と異なる価格(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。

【本新株予約権付社債発行の背景と目的】

平成27年9月に創業100周年を迎える当行は、経営理念である「ふるさとの発展に役立つ銀行」を目指し、第14次中期経営計画(平成24年度~平成26年度)の目標達成に向けて、役職員一同が一丸となって取り組んでいるところです。本計画では、「お客様サービスの向上」「リスク管理態勢の充実」「効率経営の追求」の3つの基本方針のもと、地域経済の発展に積極的・主体的に関わっていくこととしています。

地域経済のさらなる発展に向けた円滑な資金供給に努めて、ふるさと銀行としての役割・使命を持続的に果たしていくため、財務基盤をより強固にすべく、今般、本新株予約権付社債を発行することといたしました。

本新株予約権付社債は、時価以上の水準に転換価額を設定することで当面の一株当たり利益の希薄化を抑制しつつ、将来においては株式転換に伴う普通株式に係る株主資本増強が期待できます。また、他の調達手段と比較して調達コストを低減することが可能となるため、当行にとって最適な資金調達手法であると考えております。

今回の資本増強を通して、地域金融機関としてより一層安定的な資金供給や総合的な金融サービスの 提供など、引続き地域密着型金融を推進してまいります。

記

1. 社債の名称

株式会社愛媛銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換 社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下、本新株予約権付社 債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」 という。)

- 2. 社債総額金80億円3. 各社債の金額金100万円
- 4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の 規定の適用を受け、振替機関(第28項に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の 規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以 下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、 本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約

権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は会社法第 254 条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 社債の利率 年 0.15%

7. 社債の払込金額(発行価額) 各社債の金額 100 円につき金 100 円

8. 社債の発行価格 各社債の金額 100 円につき金 102.5 円

9. 社債の償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円

ただし、繰上償還する場合は第 12 項第(2)号乃至第(4)号に定める

金額による。

10. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

- 11. 社債管理者
 - (1) 社債管理者の名称

株式会社みずほ銀行

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の 異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行 わない。

- (3) 社債管理者の辞任
 - ①社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継 する者を定めて辞任することができる。
 - (イ)社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
 - (ロ)社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
 - ②本号①の場合には、当行並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。
- 12. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、平成33年3月31日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
 - (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ①組織再編行為(本号⑤に定義する。)が当行の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当行が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号⑥に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当行としては予定していない旨を記載し、当行の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当行は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。
 - ②組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号③に定義する。)及び償還日に応じて下記の

表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。 組織再編行為償還金額(%)

PANT H	参照パリティ						
償還日	80	90	100	110	120	130	140
平成 25 年 12 月 27 日	96. 31	101. 12	106. 94	113. 75	121. 54	130. 30	140.00
平成 26 年 4月1日	96. 45	101. 21	106. 99	113. 77	121. 55	130. 30	140.00
平成 27 年 4月1日	96. 97	101. 51	107. 09	113. 74	121. 46	130. 25	140.00
平成28年 4月1日	97. 50	101.83	107. 16	113. 49	120. 81	130.00	140.00
平成 29 年 4月1日	98. 01	102. 14	107. 34	113. 57	120. 84	130.00	140.00
平成30年 4月1日	98. 47	102. 34	107. 38	113. 55	120.82	130.00	140.00
平成31年 4月1日	98. 83	102. 31	107. 16	113. 33	120. 73	130.00	140.00
平成32年 4月1日	99. 07	101. 75	106. 25	112. 56	120. 46	130.00	140.00
平成33年 3月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00

- (注) 上記表中の数値は、平成25年11月29日(金)現在における見込みの数値であり、平成25年12月16日(月)から平成25年12月19日(木)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。
- ③「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当行普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当行普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(第14項第(6)号②に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当行の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第14項第(7)号、第(8)号又は第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社賃管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当行普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- ④参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。
 - (イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は 償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織

再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

- (ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- (ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の140%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が140%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の140%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

- ⑤「組織再編行為」とは、当行が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当行の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当行が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当行の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。
- ⑥「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。
 - (イ)合併(合併により当行が消滅する場合に限る。) 吸収合併存続株式会社又は新設合併 設立株式会社
 - (口)吸収分割 吸収分割承継株式会社
 - (ハ)新設分割 新設分割設立株式会社
 - (二)株式交換 株式交換完全親株式会社
 - (ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
 - (へ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当行の義務を 引き受ける株式会社
- ⑦当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

- ①(イ)当行以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当行普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当行普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当行が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当行又は公開買付者が公表又は認容し(ただし、当行又は公開買付者が、当該公開買付け後も当行が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(二)公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- ②上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法 により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである 場合には、買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得

られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値を、買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第14項第(7)号、第(8)号又は第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

- ③本号①にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から 60 日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当行は、かかる 60 日間の末日から 15 日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ⑤当行は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことは できない。

(4) 120%コールオプション条項

- ①当行は、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値がある 20 連続取 引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われ る日をいう。以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある 転換価額の 120%以上であった場合、当該 20 連続取引日の最終日から 15 日以内に必要事項 を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。) に、平成 28 年4月1日以降、残存する 本社債の全部(一部は不可)を、金融庁の事前承認を得たうえで、各社債の金額 100 円につ き金 100 円で繰上償還することができる。なお、当行が当行普通株式の株式分割又は当行普 通株式に対する当行普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を 行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基 準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号 において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての 本条項の適用にあたっては、第14項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1 か月前の応答日(応答日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当行の 発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した株式数を既 発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、 第 14 項第(7) 号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額を もって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。
- ②本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ③当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

- (5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (6) 当行は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(第 26 項に定める。)の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえでいつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
- (7) 本社債の償還については、本項のほか第17項に定める劣後特約に従う。

13. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日にその日までの前半か年分を支払う。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は、利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日までに行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債については、 利息をつけない。
- (6) 第1回の利息支払期日後に行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。
- (7) 本社債の利息の支払については、本項のほか第17項に定める劣後特約に従う。

14. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計8,000個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成26年2月3日から平成33年3月29日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当行に対して本項第(3)号に定める当行普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ①当行普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)
- ②本社債の利息が支払われる日の前営業日
- ③振替機関が必要であると認めた日
- ④第12項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成33年3月29日以前に本社債が繰上 償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- ⑤組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当行が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
 - 各本新株予約権の一部については、行使することができない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものと し、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 - ②各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権(本項第(14)号①に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成25年12月16日(月)から平成25年12月19日(木)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に103%から108%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が198円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。
- (7) ①当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

 調整後
 =
 調整前
 ×
 株式数
 +
 な付株式数
 ×
 上 株式を見る
 払込金額

 転換価額
 ×
 株式数
 +
 時
 価

 販発行株式数+交付株式数

- ②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換 価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (イ)時価(本項第(9)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ)当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。
 - 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- (ハ)時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) 又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。) を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で 行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株 予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。

ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、 当該基準日の翌日以降これを適用する。

(二)上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (8) ①当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に

3) ①当行は、本新株予約権付往債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に 定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調 整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に6を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当行が当行の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成 26 年 3 月 31 日に終了する事業年度 1.20 平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度 1.44 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度 1.73 平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度 2.07 平成 30 年 3 月 31 日に終了する事業年度 2.49 平成 31 年 3 月 31 日に終了する事業年度 2.99 平成 32 年 3 月 31 日に終了する事業年度 3.58

- ③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。
- (9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。
 - ①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、

調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。
- (10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当行が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ②本号①のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により 転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の 調整を必要とするとき。
 - ④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換 価額の調整を必要とするとき。
 - ⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある とき
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由取得事由は定めない。
- (14) 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
 - ①当行は、当行が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。)は、第12項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対

し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を 交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は 消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下 「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株 予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本新株予約権付社債の社債要項の本新株 予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- ②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
 - (イ)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(二)承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に 本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組 織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように 定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付 された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。

- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資 するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (へ)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(当行が本項第(4)号⑤に定める行使請求を停止する期間を 定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業 日のうちいずれか遅い日)から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末 日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件 各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

- 取得事由は定めない。
- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 27 項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株 予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直 近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当行の

定める事項を通知しなければならない。

- ②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
- (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。 本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁 済期が到来するものとする。
- (18) 当行は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約 権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うこ とにより株式を交付する。
- (19) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替え その他の措置が必要となる場合には、当行及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

15. 財務上の特約

本新株予約権付社債には、財務上の特約は付されていない。

- 16. 期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 本新株予約権付社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。
 - (2) 本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

17. 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始、若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始の 決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権 の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生

の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若 しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定した ときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の 効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本新株予約権付社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

(5) 本項第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

18. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当行は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当 (会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については取締役会決議後ただちに書面を もって社債管理者に通知する。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨

時計算書類の作成を行う場合も同様とする。

(2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書(添付資料を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

19. 社債管理者に対する通知

- (1) 当行は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当行は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - ①当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ②当行の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③当行の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④当行の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社 の完全子会社になること。
 - ⑥解散を行うこと。
- (3) 当行は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - ①当行が、支払停止となったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ②当行が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないと き。
 - ③当行が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行若しくは担保権の実行としての競売(公売を含む。)の申立、又は滞納処分を受けたとき。
 - ④当行又は第三者により、当行について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始 又は特別清算開始の申立があったとき。

20. 社債管理者の調査権限

- (1) 当行は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当行の費用で自ら又は人を派遣して当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、これに協力する。

21. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当行が、第12項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当行が、第12項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(第12項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当行が、第12項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第12項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(4) 第 12 項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定める繰上償還をする場合の公告は、第 22 項に定める方法によりこれを行う。

22. 公告の方法

- (1) 本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令又は契約に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除いては、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)によりこれを行う。
- 23. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当行及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の 謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

- 24. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 25. 申込期間

転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。

26. 払込期日 (新株予約権の割当日)

平成 25 年 12 月 24 日(火)から平成 25 年 12 月 27 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、転換 価額等決定日の 5 営業日後の日とする。

27. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

28. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

29. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

30. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

31. 募集方法 一般募集

32. 引受会社 大和証券株式会社

33. 申込取扱場所 引受会社の本店及び国内各支店

34. 引受会社の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における 発行価格と引受会社より当行に払込まれる金額(本新株予約権付社

債の払込金額) との差額の総額を引受会社の手取金とする。

35. 取得格付 BBB+ (株式会社日本格付研究所)

36. 上場申請の有無有 (株式会社東京証券取引所)37. 振替機関への同意平成 25 年 12 月 6 日同意書提出

- 38. 上記に定めるもののほか、第 12 項の「組織再編行為償還金額」の表中の数値の決定その他本新株 予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、頭取に一任する。
- 39. 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

くご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による手取概算額7,974百万円については、平成26年6月までに全額を一般運転資金(貸出金)に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債発行による調達資金の全額を一般運転資金(貸出金)に充当することによって、地域の発展に寄与するとともに、収益向上につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行としての公共性と健全性に鑑み、経営体質の強化や営業基盤の拡充を図り、内部留保の充実に努めることで安定的な配当を継続的に行うことを利益配分の基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当行におきましては中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、自己資本を充実するとともに、資金の効率運用を通じて安定的な配当維持に寄与するものと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	16.33円	22.50 円	21.49 円
1 株当たり年間配当金	6.00円	6.00円	6.00円
(うち 1 株当たり中間配当金)	(3.00円)	(3.00円)	(3.00円)
実績連結配当性向	36. 7%	26.6%	27.9%
自己資本連結当期純利益率	3. 79%	4.99%	4.40%
連結純資産配当率	1.4%	1.3%	1.2%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
 - 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 - 3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(期首の少数株主 持分控除後の連結純資産合計と期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計の平均)で 除した数値です。
 - 4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、直近の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は18.43%となる見込みです。

- (注) 1. 潜在株式の比率は、今回発行する本社債に付された新株予約権が全て行使された場合に 交付される株式数を直近の発行済株式総数で除したものです。
 - 2. 想定転換価額:244円(平成25年12月5日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値232円に105.5%を乗じた金額)

発行済株式総数:177,817,664株(平成25年12月5日現在)

- (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
 - ①エクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

		平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始	値	265 円	236 円	237 円	247 円
高	値	279 円	252 円	256 円	266 円
安	値	199 円	212 円	186 円	217 円
終	値	235 円	236 円	246 円	232 円
株価収	又益率	14.39 倍	10.48 倍	11.44 倍	_

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については平成25年12月5日現在で表示しています。
 - 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成26年3月期については未確定のため表示していません。
- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当行は大和証券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行普通株式、当行普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当行普通株式の交付並びに株式分割に係る当行普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。